

健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率等の公表等

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化および財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、各地方公共団体が算出・公表する指標のことです。

公表するのは、健全化判断比率のうち、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標と資金不足比率です。

令和6年度決算に基づき算定された弥富市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりで、すべて基準を下回っておりますが、今後も慎重な財政運営に取り組みます。

2 健全化判断比率等の算定結果

令和6年度決算に基づき算定された弥富市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりで、すべて基準を下回っておりますが、今後も慎重な財政運営に取り組みます。

(単位：％)

指 標		弥 富 市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	—	13.09	20.00
	②連結実質赤字比率	—	18.09	30.00
	③実質公債費比率	5.4	25.0	35.0
	④将来負担比率	95.4	350.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

(単位：％)

指標	企 業 会 計	弥 富 市	経営健全化基準
資金不足比率	下水道事業会計	—	20.00

※資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示しています。

3 健全化判断比率等の算定方法等

健全化判断比率について

実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標があります。

① 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- ・ 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

② 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額＝（一般会計及び公営企業以外の特別会計で生じた実質赤字の合計額＋公営企業の特別会計で生じた資金の不足額の合計額）－（一般会計及び公営企業以外の特別会計で生じた実質黒字の合計額＋公営企業の特別会計で生じた資金の剰余額の合計額）

③ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－} \\ \text{(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ \text{(3か年平均)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模－} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

- ・ 準元利償還金＝積立不足額を考慮して算定した額＋満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額＋一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの＋一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの＋債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの＋一時借入金の利子

④ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額＝一般会計等の前年度末における地方債現在高＋債務負担行為に基づく支出予定額＋一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額＋組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額＋退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額＋市が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額＋連結実質赤字額＋組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額＝償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

【早期健全化基準・財政再生基準】

項 目	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	財政規模に応じ11.25%～15%	20%
② 連結実質赤字比率	財政規模に応じ16.25%～20%	30%
③ 実質公債費比率	25%	35%
④ 将来負担比率	350%	

- ・ 早期健全化団体・・・上記①から④までの指標のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- ・ 財政再生団体・・・上記①から③までの指標のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
計画が総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

資金不足比率について

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

【 経営健全化基準 】

項 目	経営健全化基準
① 資金不足比率	20%

- ・ 経営健全化団体・・・上記①の指標が経営健全化基準以上の場合は、経営健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

4 健全化判断比率等の対象

弥富市

地方公共団体	普通会計（一般会計等）	一般会計	・一般会計	
		特別会計	・土地取得特別会計	
	・国民健康保険特別会計			
	・後期高齢者医療特別会計			
		・介護保険特別会計		
公営事業会計		公営企業会計	・下水道事業会計	法適
			・海部南部水道企業団	
一部事務組合・広域連合			・愛知県市町村職員退職手当組合	
			・海部地区環境事務組合	
			・海部地区急病診療所組合	
			・海部地区水防事務組合	
			・海部南部広域事務組合	
			・海部南部消防組合	
			・愛知県後期高齢者医療広域連合	

